

## 第52号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出します。

令和8年6月29日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野区特別区税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、議会に報告し、その承認を求める必要がある。

## 専決処分の承認について

議会の議決すべき事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

### 記

1 専決処分をした事件

中野区特別区税条例の一部を改正する条例

2 専決処分の内容

別紙のとおり

3 専決処分をした日

令和8年3月31日

4 専決処分をした理由

令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴い、同年4月1日からこの条例を施行する必要があったため、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をした。

中野区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

中野区長 酒 井 直 人

## 中野区条例第20号

### 中野区特別区税条例の一部を改正する条例

中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」及び「（法第442条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。）」を削り、「当該軽自動車等の」を「その」に改め、「種別割によつて」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第37条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第37条の4から第37条の9までを削る。

第38条から第40条までの規定（見出しを含む。）及び第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第2項中「第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されない原動機付自転車」を「第37条第2項ただし書の規定によ

り軽自動車税を課されない原動機付自転車」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「第38条第1号又は第37条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこと」を「同号又は同項ただし書の規定により軽自動車税を課されないこと」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条の2の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第3条の4の前の見出し及び同条を削る。

付則第3条の4の2に見出しとして「（区民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第3条の4の2第1項」を「付則第3条の4第1項」に改め、同条を付則第3条の4とする。

付則第4条第2項中「、付則第3条の4の2第1項」を削る。

付則第5条の2から第5条の6までを削る。

付則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」

を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

付則第７条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

付則第８条第３項第２号、第９条第３項第２号、第１０条第３項第２号、第１２条第５項第２号、第１３条第２項第２号、第１４条の２第２項第２号、第１４条の３第２項第２号及び第５項第２号並びに第１４条の４第２項第２号及び第５項第２号中「、第３条の４第１項及び第３条の４の２第１項」を「及び第３条の４第１項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の中野区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２ この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３ 令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成２６年中野区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

附則第５条中「の種別割」を削る。